

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 会議 第1節～第8節 [略] 第9節 会議録(第78条―第82条) 第2章 委員会 第1節 総則(第83条―第87条) 第2節 審査(第88条―第104条) 第3節 秘密会(第105条・第106条) 第4節 発言(第107条―第118条) 第5節 委員長及び副委員長の互選(第119条・第120条) 第6節 表決(第121条―第131条) 第3章 請願(第132条―第138条) 第4章 辞職及び資格の決定(第139条―第143条) 第5章 規律(第144条―第152条) 第6章 懲罰(第153条―第158条) 第7章 協議又は調整を行うための場(第159条) 第8章 議員の派遣(第160条) 第9章 補則(第161条) 付則 (修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の2の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 会議に付する事件は、第134条(請	目次 第1章 会議 第1節～第8節 [略] 第9節 公聴会及び参考人(第78条―第84条) 第10節 会議録(第85条―第89条) 第2章 委員会 第1節 総則(第90条―第94条) 第2節 審査(第95条―第111条) 第3節 秘密会(第112条・第113条) 第4節 発言(第114条―第125条) 第5節 委員長及び副委員長の互選(第126条・第127条) 第6節 表決(第128条―第138条) 第3章 請願(第139条―第145条) 第4章 辞職及び資格の決定(第146条―第150条) 第5章 規律(第151条―第159条) 第6章 懲罰(第160条―第165条) 第7章 協議又は調整を行うための場(第166条) 第8章 議員の派遣(第167条) 第9章 補則(第168条) 付則 (修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 会議に付する事件は、第141条(請

願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2～3 [略]

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2～3 [略]

(発言の許可)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後にしなければならない。

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするとき

	<u>は、議長の許可を得なければならない。</u> <u>2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</u> <u>3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</u> <u>(議員と公述人の質疑)</u> <u>第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。</u> <u>2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。</u> <u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u> <u>第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。</u> <u>(参考人)</u> <u>第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u> <u>2 参考人については、第81条から第83条までの規定を準用する。</u>
<u>第9節 [略]</u> <u>第78条～第97条 [略]</u> <u>(所管事務等の調査)</u> <u>第98条 [略]</u> <u>2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</u> <u>第99条～第152条 [略]</u> <u>(懲罰動議の提出)</u> <u>第153条 [略]</u> <u>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第106条(秘密の保持)第2項の規定</u>	<u>第10節 [略]</u> <u>第85条～第104条 [略]</u> <u>(所管事務等の調査)</u> <u>第105条 [略]</u> <u>2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</u> <u>第106条～第159条 [略]</u> <u>(懲罰動議の提出)</u> <u>第160条 [略]</u> <u>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第113条(秘密の保持)第2項の規定</u>

の違反に係るものについては、この限りでない。 第154条～第161条　〔略〕 〔別表　別記〕	の違反に係るものについては、この限りでない。 第161条～第168条　〔略〕 〔別表　別記〕
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ るすべての条名等を順次示したものとする。 5　表の改正規定において、改正前の欄中の罫線に対応する改正後の欄中の罫線がない場 合には、当該罫線を削る。	

付　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第98条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

〔改正前　別記〕

別表(第159条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
〔略〕			
那覇市議会正副 委員長会議	〔略〕		
那覇市議会史編 さん委員会	議会史の編さん及び刊行に 関する基本的な事項を協議 する。	議長及び副議長 各会派を代表する議員	議長
那覇市議会全員 協議会	〔略〕		

〔改正後　別記〕

別表第(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
〔略〕			
那覇市議会正副 委員長会議	〔略〕		
那覇市議会全員 協議会	〔略〕		